

## 随 意 契 約 理 由 書

工事名 : 堺泉北港 堺 3 区 堺 10 号上屋外特高受電監視制御設備改良工  
事

堺 10 号上屋に設置されている特別高圧受変電設備監視制御設備は、受変電設備を監視及び操作する設備です。

本工事は、堺 10 号上屋外特別高圧受変電設備更新工事に伴う、特別高圧受変電設備監視制御盤の機能増設及び試験調整までの一切を行うものです。

今回機能増設する監視制御設備は、信号処理方法、電気的条件等の細部構造システムについて製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。これらのことから工事を実施する際は、既設設備との信号処理方法等に関して非常に高いレベルのシステム設計及び設備の製作能力が要求されます。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要があります。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計製作において、その機能構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識を有するなど、特別な能力が必要であります。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付を実施した株式会社東芝から社会インフラ事業を継承した東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外にその能力を有するものがないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、東芝インフラシステムズ株式会社関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。